



託送供給等約款の認可申請について

関西電力送配電株式会社

2023年1月11日

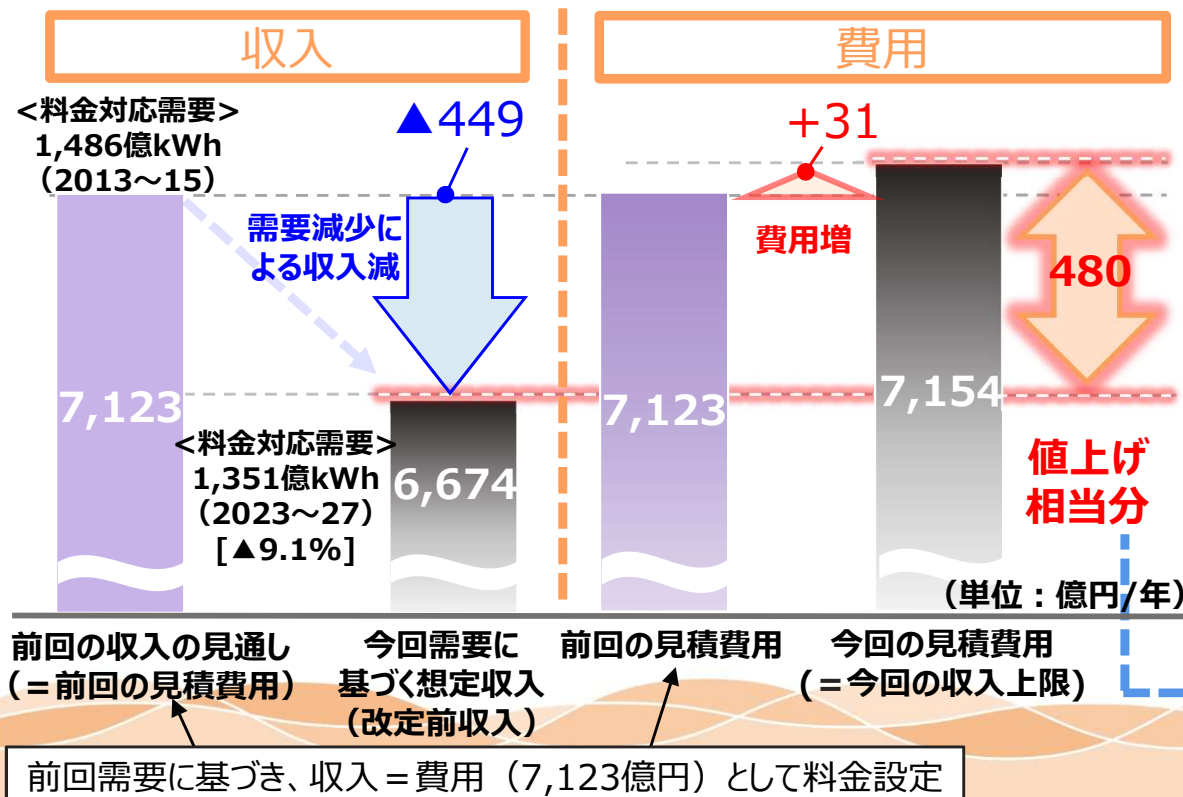
託送供給等約款の認可申請について

- 当社は、「託送供給等に係る収入の見通し（見積費用）」を昨年12月8日に経済産業大臣に承認申請し、12月23日に「収入上限」として承認を受けました。
- **今回承認を受けた収入上限の前提となる事業計画**については、ステークホルダーのみなさまからのご意見も踏まえ、国の指針に基づく7分野の目標計画を策定し、**安全・安定供給、電力ネットワークの次世代化、サービス・業務品質向上、最大限のコスト効率化を実現することで、お客さまにご提供する価値・サービスの向上を図ることを目標に設定**しております。
- 今回、事業計画の考え方を踏まえて、**当該収入上限を基に、託送料金の見直し**を行いました。また、**再生可能エネルギー**（以下「再エネ」といいます。）の**有効活用の観点から託送料金メニューの見直し**も行いました。
- 加えて、国の審議会等における議論内容等を反映すべく、**託送供給等約款**（以下「約款」といいます。）の**規定見直し**を行っております。

1. 託送料金原価等の見直し (P. 3)	・ 収入上限を基に、経済産業省令「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則」（以下「料金算定規則」といいます。）に則り、 託送料金原価等の見直し を行いました。
2. 託送料金単価見直しの考え方 (P. 4－6)	・ 見直し後の託送料金原価を基に、託送料金メニューごとの 基本料金単価と電力量料金単価等を設定 いたしました。
3. 再エネ有効活用に向けた託送料金メニューの見直し (P. 7－8)	・ 再エネ有効活用に資する需要応動を後押しする料金面の取組みとして、 ピークシフト割引および自家発補給電力の特別措置の適用範囲を拡大 しました。
4. 約款規定の見直し (P. 9)	・ 国の審議会等における議論内容等を反映すべく、N-1電制本格適用等、 供給条件に関する約款規定の見直し を行いました。

1. 託送料金原価等の見直しについて

- 昨年12月23日に承認を受けた収入上限は、7,154億円/年となり、前回の料金改定（改定前の約款の料金単価を決定）時の収入の見通し（見積費用）7,123億円/年から、約31億円/年増加しました。
- 料金算定規則において、収入上限を託送料金原価に整理し、特別高圧・高圧・低圧の3電圧へ配分する方法が規定されており、その配分ルールに則って算定した結果、**特別高圧の改定率は+3.4%、高圧の改定率は+17.2%、低圧の改定率は+3.5%**となっております。
- 前回の料金改定以降、人口減少、節電・省エネルギー化の進展や家庭用太陽光発電の普及拡大等による電力需要の減少により、低圧の最大電力が大幅に低下しております。そのため、託送料金原価の低圧への配分比率が大幅に低下し、相対的に高圧への配分比率が上昇したことから、結果として高圧の改定率が大きくなったものと考えております。



■ 電圧別平均単価

(単位：円/kWh)

	改定前収入に基づく単価	今回申請値に基づく単価	改定率 (差引)
特別高圧	2.30	2.38	+ 3.4% (+0.08)
高 圧	4.14	4.85	+17.2% (+0.71)
低 圧	7.93	8.20	+ 3.5% (+0.27)
全 系	4.94	5.30	+ 7.2% (+0.36)

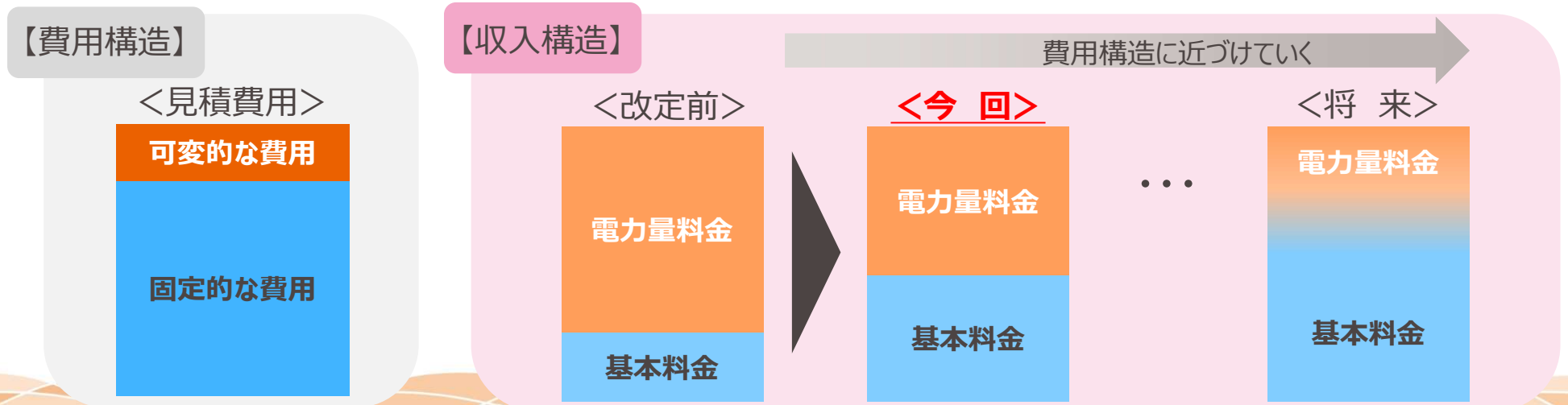
料金算定規則に則り、電圧別平均単価を算定

2. 託送料金単価見直しの考え方について

- 新たな託送料金制度は、一般送配電事業者における必要な投資の確保と、コスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化を含む安定供給等を実現させることを目的としています。そのために、今後、高度経済成長期に整備した送配電設備の更新、カーボンニュートラルに資する再エネ電源の導入拡大への対応や電力ネットワークの次世代化等への投資を着実に実施していく必要があります。これらに必要となる投資は、電力量の増減に関わらず、最大電力等により発生する固定的な費用が大半です。
- そのため、値上げ相当分の料金変動額（480億円/年）は、省エネルギー化の更なる進展等による電力量の減少影響を受けにくい固定的な収入である基本料金に反映することを基本としております。
- これにより、需要者の皆さまの効率的な電気の利用（※）を促すことになり、その結果、最大電力が抑制されることで、将来的には、当社の送配電設備に係る費用が低減し、低廉な託送料金の実現につながります。

※ 効率的な電気の利用：需要者のみなさまが、ご利用される機器の使用時間をずらすことなどで、負荷の平準化を図ること。

＜託送料金単価見直しの考え方＞



託送料金単価見直しの内容について

5

- 今回の値上げ影響については、**基本料金に反映することを基本**としておりますが、改定率の大きい**高圧においては**、特別高圧や低圧と比較すると、託送料金の総収入に対する基本料金による収入割合（以下「基本料金収入率」）を引き上げた場合に基本料金が大幅に増加することから、**需要者影響や電圧毎の基本料金収入率の引き上げ幅を考慮し、全て基本料金に反映した場合と比べて、半分程度の引き上げ水準となるよう、基本料金と電力量料金双方に反映**を行っております。

【高圧の値上げ影響に配慮した場合の基本料金収入率】

	改定前の託送料金における 基本料金収入率	全て基本料金に反映した 場合		高圧について 基本料金と電力量料金 双方に反映した場合	
		基本料金 収入率	基本料金収入率 の引き上げ幅	基本料金 収入率	基本料金収入率 の引き上げ幅
低圧電灯	8.1%	11.3%	3.2%	11.3%	3.2%
低圧動力	46.5%	50.5%	4.0%	50.5%	4.0%
高 圧	41.9%	51.1%	9.2%	46.7%	4.8%
特別高圧	47.0%	48.9%	1.9%	48.9%	1.9%

【高圧における稼働時間が低い場合の託送料金影響（標準接続送電サービス）】

今回（単位：円/kW,円/kWh,円/月）

契約電力 [kW/月]	使用量 [kWh/月]	原単位 (稼働時間) [h/月]	改定前		全て基本料金に反映した 場合		基本料金と電力量料金 双方に反映した場合	
			基本料金単価	電力量料金単価	基本料金単価	電力量料金単価	基本料金単価	電力量料金単価
120	12,000	100	517.00	2.63	724.90 (+207.90)	2.63 (+0.00)	663.30 (+146.30)	2.86 (+0.23)
			託送料金		託送料金（改定前からの変動額）		託送料金（改定前からの変動額）	
			84,294		105,499（+21,205）		101,976（+17,682）	

※力率は100%として算定

各電圧の託送平均月間使用量における改定影響

【低圧電灯における託送料金影響（標準接続送電サービス）】

今回

(単位：円/kW,円/kWh,円/月)

契約電力 [kW/月]	ひと口あたり 電力量[kWh/口・月]
6kW以下	300

改定前	
基本料金単価	電力量料金単価
198.00	8.07
託送料金	
2,619	

全て基本料金に反映	
基本料金単価	電力量料金単価
290.40(+92.40)	8.07(+0.00)
託送料金（改定前からの変動額）	
2,711（+92）	

【低圧動力における託送料金影響（標準接続送電サービス）】

今回

(単位：円/kW,円/kWh,円/月)

契約電力 [kW/月]	使用量 [kWh/月]	原単位 (稼働時間) [h/月]
6	420	70

改定前	
基本料金単価	電力量料金単価
429.00	5.13
託送料金	
4,728	

全て基本料金に反映	
基本料金単価	電力量料金単価
460.90(+31.90)	5.13(+0.00)
託送料金（改定前からの変動額）	
4,920（+192）	

【高圧における託送料金影響（標準接続送電サービス）】

今回

(単位：円/kW,円/kWh,円/月)

契約電力 [kW/月]	使用量 [kWh/月]	原単位 (稼働時間) [h/月]
120	27,500	229

改定前	
基本料金単価	電力量料金単価
517.00	2.63
託送料金	
125,059	

基本料金と電力量料金双方に反映	
基本料金単価	電力量料金単価
663.30(+146.30)	2.86(+0.23)
託送料金（改定前からの変動額）	
146,306（+21,247）	

※力率は100%として算定

【特別高圧における託送料金影響（標準接続送電サービス）】

今回

(単位：円/kW,円/kWh,円/月)

契約電力 [kW/月]	使用量 [kWh/月]	原単位 (稼働時間) [h/月]
5,000	1,560,000	312

改定前	
基本料金単価	電力量料金単価
407.00	1.24
託送料金	
3,664,150	

全て基本料金に反映	
基本料金単価	電力量料金単価
440.00(+33.00)	1.24(+0.00)
託送料金（改定前からの変動額）	
3,804,400（+140,250）	

※力率は100%として算定

3. 再エネ有効活用に向けた託送料金メニューの見直しについて

7

- カーボンニュートラルに向けた、電化や上げDR※¹による需要応動を後押しする託送料金メニューの見直しとして、「**ピークシフト割引**」と「**自家発補給電力の特別措置**」の適用範囲の拡大を行っております。
- 「ピークシフト割引」は、**昼間から夜間へ負荷移行した電力（ピークシフト電力）に応じて基本料金を割引**するものであり、今回の見直しでは、**電力需要が比較的少なく、再エネの出力抑制が生じる可能性の高い春季や秋季の土曜日の8時から16時について、新たに割引対象へ含める**ことといたします。
- 「自家発補給電力の特別措置」は、再エネの出力抑制の実施あるいは実施の可能性を公表した日時において、**需要者の発電設備を停止若しくは出力を抑制して電力系統からの電力使用を増やしていただく場合に、基本料金の半額割引を実施**する取扱いです。今回の見直しでは、**電力需要が比較的少なく、再エネの出力抑制が生じる可能性の高い春季や秋季の土曜日、日曜日、祝日等の8時から16時に拡大**することといたします。

■ 見直しの概要

～これまでの割引対象範囲～

ピークシフト割引

夜間（22時～8時）
および
日曜日、祝日等
（※2）



～新たな割引対象範囲～

夜間（22時～8時）、日曜日、祝日等（※2）
および
**4月、5月、10月、11月の土曜日の8時～16時、
再エネの出力抑制の実施あるいは実施の可能性を
公表した日時**

自家発補給電力の 特別措置

再エネの出力抑制の
実施あるいは実施の
可能性を公表した日時



再エネの出力抑制の実施あるいは実施の
可能性を公表した日時
および
**4月、5月の8時～16時、
10月、11月の土曜日、日曜日、祝日等（※2）の
8時～16時**

※1：DR（デマンドレスポンス）とは、需要者側エネルギーリソースの保有者もしくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御することで、電力需要パターンを変化させること。需要制御のパターンによって、需要を減らす（抑制する）「下げDR」、需要を増やす（創出する）「上げDR」の二つに区分される。

※2：祝日等とは、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。
なお、ピークシフト割引と自家発補給電力の特別措置は、特別高圧および高圧の需要者を対象としています。

<ピークシフト割引：割引対象時間帯>

追加①	軽負荷月（4月,5月,10月,11月）の土曜日8時～16時
追加②	再エネの出力制御が実施される時間帯

時間帯	軽負荷月（4月,5月,10月,11月）			その他月			再エネ出力制御 要請時
	平日	土	日祝	平日	土	日祝	
8時～16時	—	追加①	○	—	—	○	追加②
16時～22時	—	—	○	—	—	○	
22時～8時	○	○	○	○	○	○	

<自家発補給電力の特別措置：割引対象時間帯>

追加	軽負荷月（4月,5月,10月,11月）の8時～16時 ※平日は4・5月のみ
----	---------------------------------------

時間帯	軽負荷月（4月,5月,10月,11月）			その他月			再エネ出力制御 要請時
	平日	土	日祝	平日	土	日祝	
8時～16時	追加 ※	追加	追加	—	—	—	○
16時～22時	—	—	—	—	—	—	
22時～8時	—	—	—	—	—	—	

- 国の審議会等における議論内容等を反映すべく、N-1電制本格適用に係る規定の追加等、**供給条件に関する約款規定の見直し**を行いました。

<主な見直し内容>

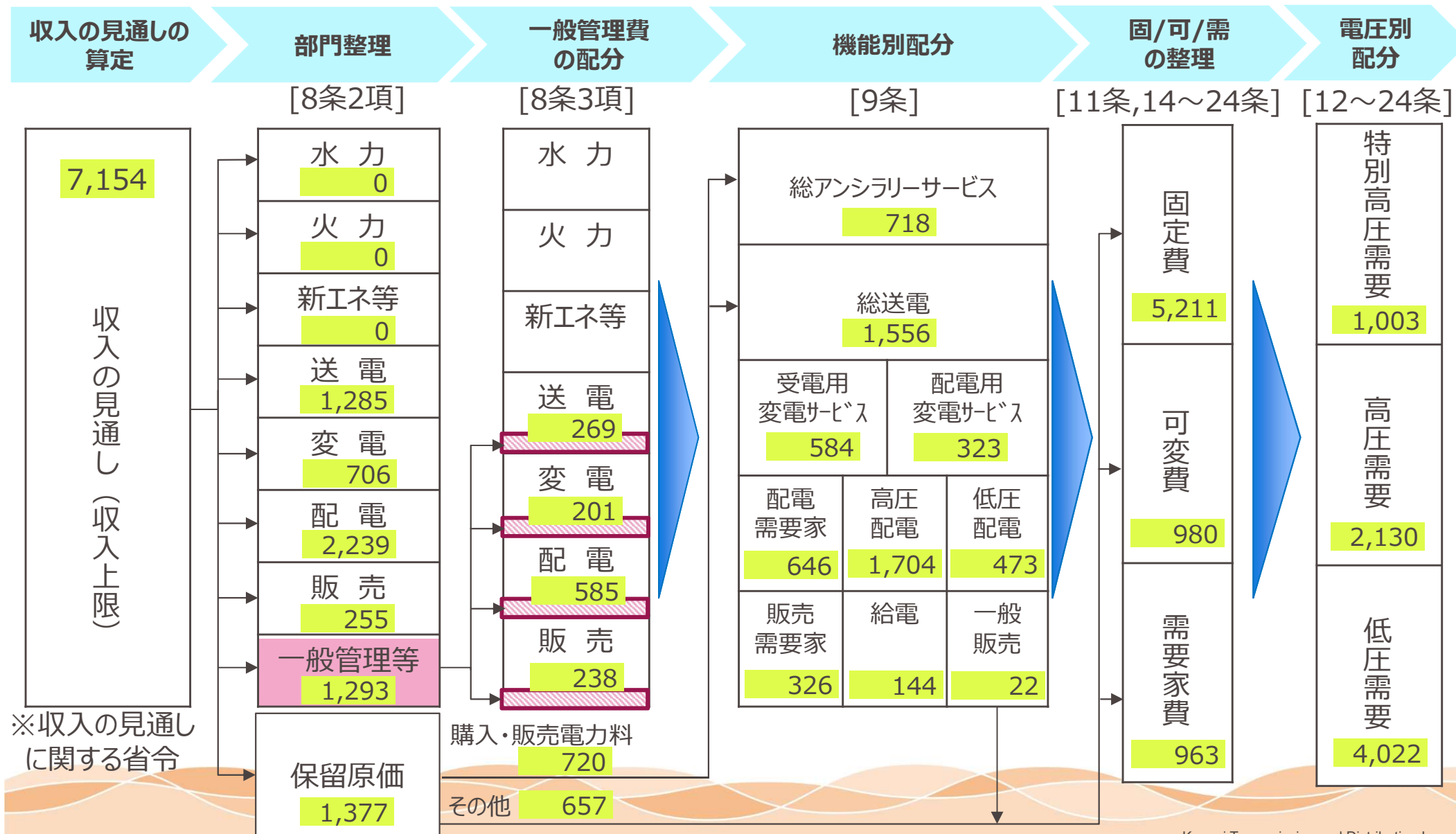
項目	内容
N-1電制の本格適用	N-1電制本格適用に伴い、オペレーション費用の支払い、N-1電制の実施に必要な初期費用の支払いや受信側の通信装置の費用負担の取扱いについて新たに規定。
インバランス料金の未収リスクに備えた保証金規定	インバランス料金の大規模な未払い等を防止し、社会的負担の抑制を図る観点から、インバランス料金の未収リスクに備えた保証金を求めることができる旨を明記。
グリッドコードの見直し	再エネを大量導入するために必要となる、系統に接続される電源が従うべき技術要件（グリッドコード）について、審議会等で整理された内容を、約款別冊の系統連系技術要件に反映。
蓄電池の発電事業位置づけ	2023年4月の電気事業法等の改正により、蓄電池の放電が発電事業へ位置づけされることに伴い、発電設備に蓄電池を含む旨や蓄電池の放電について明記。
損失率の見直し	発電所で発電された電気が需要者に供給されるまでの間に失われる電力量の損失率について過去3年（2019～2021年度）の実績の平均値に見直しを実施。

(参考) 費用配賦 (個別原価計算) の概要について

10

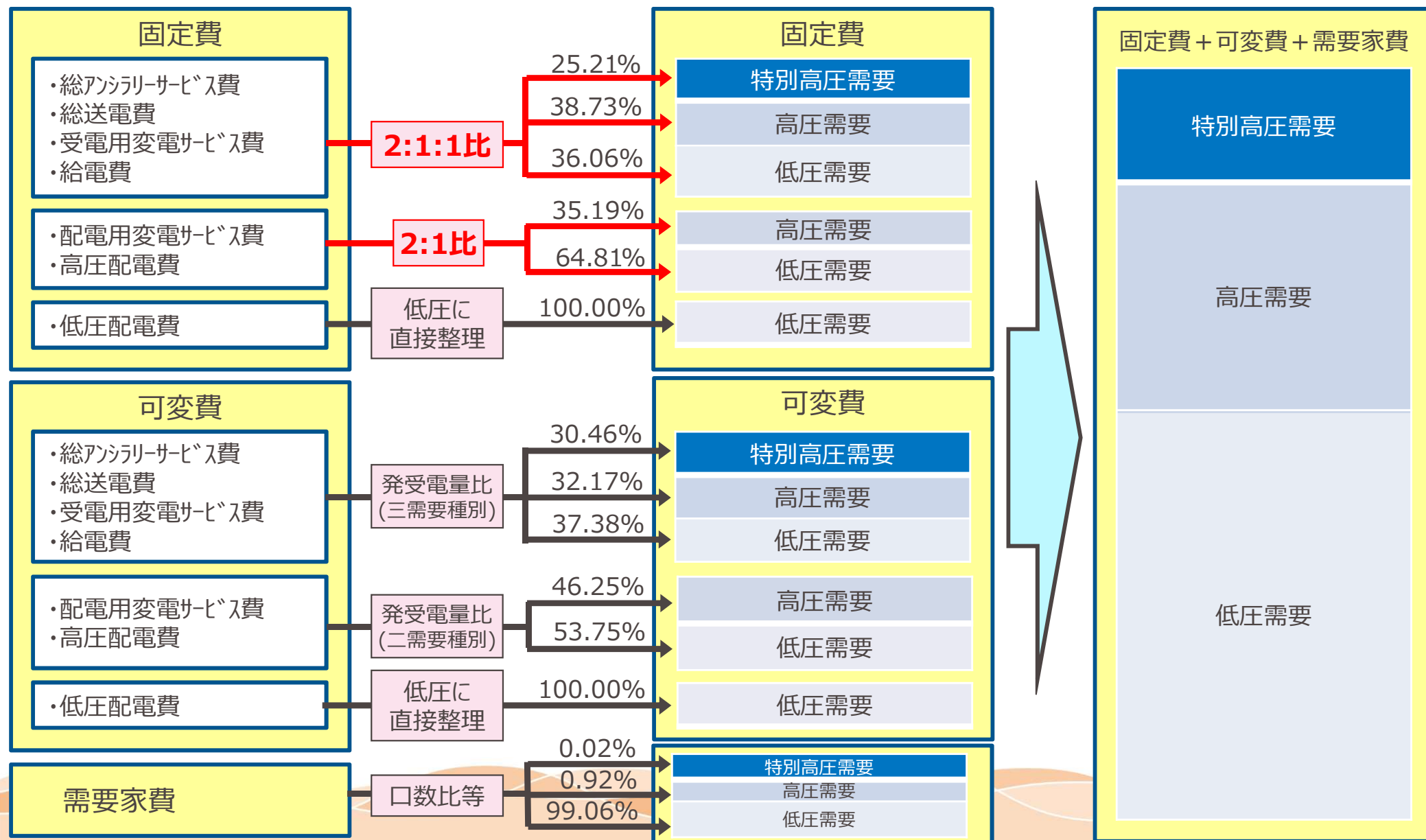
- 個別原価計算は、費目ごとに積み上げた総原価をその機能や性質に応じて特別高圧・高圧・低圧の需要種別に配賦するプロセスであり、料金算定規則に計算ルールが規定されています。

※単位は億円、規制期間の年平均、端数処理の関係で合計等が一致しない場合がある。



- 固定費・可変費・需要家費に整理された見積費用については、料金算定規則に記載の配分ルールに基づく各諸元により特別高圧・高圧・低圧へ配分しています。

※端数処理の関係で合計等が一致しない場合がある。



(参考) 2:1:1比率の算定結果について

12

<算定諸元>

	最大電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電量 (10 ⁶ kWh)
		夏期	冬期	
特別高圧	6,763	6,644	5,785	43,333
高 圧	11,820	11,743	9,842	45,764
低 圧	10,457	8,784	9,317	53,181
合 計	29,040	27,171	24,944	142,278

※算定諸元は、原価算定期間の平均

<各諸元の需要種別毎のウエイトおよび2:1:1比>

	最大電力	尖頭時責任電力		発受電量	2:1:1比
		夏期	冬期		
特別高圧	23.2898 %	24.4524 %	23.1912 %	30.4566 %	25.2145 %
高 圧	40.7023 %	43.2179 %	39.4578 %	32.1650 %	38.7269 %
低 圧	36.0079 %	32.3297 %	37.3510 %	37.3784 %	36.0586 %
合 計	100.0000 %	100.0000 %	100.0000 %	100.0000 %	100.0000 %

<2:1:1比の算定例（低圧の場合）>

低圧の2:1:1比 [%]

$$\begin{aligned}
 &= (\text{最大電力比} \times 2 + \text{発受電量比} \times 1 + \text{夏期尖頭時責任電力比} \times 0.5 + \text{冬期尖頭時責任電力比} \times 0.5) / 4 \\
 &= (36.0079\% \times 2 + 37.3784\% \times 1 + 32.3297\% \times 0.5 + 37.3510\% \times 0.5) / 4 \\
 &= 36.0586 \%
 \end{aligned}$$

<算定諸元>

	延契約電力 (10 ³ kW)	発受電量 (10 ⁶ kWh)
高 圧	201,982	45,764
低 圧	478,959	53,181
合 計	680,941	98,945

※算定諸元は、原価算定期間の平均

<各諸元の需要種別毎のウェイトおよび2:1比>

	延契約電力	発受電量
高 圧	29.6622 %	46.2517 %
低 圧	70.3378 %	53.7483 %
合 計	100.0000 %	100.0000 %

2:1比
35.1920 %
64.8080 %
100.0000 %

<2:1比の算定例（低圧の場合）>

低圧の2:1比 [%]

$$\begin{aligned}
 &= (\text{延契約電力比} \times 2 + \text{発受電量比} \times 1) / 3 \\
 &= (70.3378 \% \times 2 + 53.7483 \% \times 1) / 3 \\
 &= 64.8080 \%
 \end{aligned}$$

(参考) 料金単価表 (低圧電灯)

14

■ 低圧 接続送電サービス料金 (電灯)

※料金単価は、消費税等相当額を含む。

				単位	改定前単価 (①)	申請単価 (②)	差引 (②－①)
電灯定額 接続送電 サービス	電灯料金	10Wまで		1灯	33円29銭	34円56銭	1円27銭
		10Wをこえ20Wまで		1灯	66円56銭	69円12銭	2円56銭
		20Wをこえ40Wまで		1灯	133円12銭	138円26銭	5円14銭
		40Wをこえ60Wまで		1灯	199円69銭	207円38銭	7円69銭
		60Wをこえ100Wまで		1灯	332円82銭	345円64銭	12円82銭
		100Wをこえる100Wまでごとに		1灯	332円82銭	345円64銭	12円82銭
	小型機器 料金	50VAまで		1機器	99円41銭	103円24銭	3円83銭
		50VAをこえ100VAまで		1機器	198円82銭	206円47銭	7円65銭
		100VAをこえる100VAまでごとに		1機器	198円82銭	206円47銭	7円65銭
電灯標準 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	最初の6kWまで	1送電サービス	198円00銭	290円40銭	92円40銭
			6kWをこえる1kWにつき	1kW	66円00銭	96円80銭	30円80銭
		主開閉器 契約	最初の6kVAまで	1送電サービス	165円00銭	240円90銭	75円90銭
			6kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	55円00銭	80円30銭	25円30銭
	電力量料金			1kWh	8円07銭	8円07銭	±0銭
	電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	最初の6kWまで	1送電サービス	198円00銭	290円40銭
6kWをこえる1kWにつき				1kW	66円00銭	96円80銭	30円80銭
主開閉器 契約			最初の6kVAまで	1送電サービス	165円00銭	240円90銭	75円90銭
			6kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	55円00銭	80円30銭	25円30銭
電力量料金		昼間時間	1kWh	8円74銭	8円65銭	▲9銭	
		夜間時間	1kWh	7円27銭	7円44銭	17銭	
電灯従量接続送電サービス				1kWh	11円32銭	12円85銭	1円53銭

(参考) 料金単価表 (低圧動力)

15

■ 低圧 接続送電サービス料金 (動力)

※料金単価は、消費税等相当額を含む。

				単位	改定前単価 (①)	申請単価 (②)	差引 (②－①)
動力標準 接続送電 サービス	基本料金	実量契約		1kW	429円00銭	460円90銭	31円90銭
		主開閉器契約		1kW	352円00銭	378円40銭	26円40銭
	電力量料金		1kWh	5円13銭	5円13銭	±0銭	
動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	実量契約		1kW	429円00銭	460円90銭	31円90銭
		主開閉器契約		1kW	352円00銭	378円40銭	26円40銭
	電力量料金		昼間時間	1kWh	5円53銭	5円47銭	▲6銭
			夜間時間	1kWh	4円65銭	4円75銭	10銭
動力従量接続送電サービス				1kWh	12円16銭	12円69銭	53銭

(参考) 料金単価表 (高圧・特別高圧)

16

■ 高圧・特別高圧 接続送電サービス料金

※料金単価は、消費税等相当額を含む。

					単位	改定前単価 (①)	申請単価 (②)	差引 (②－①)
高 圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金			1kW	517円00銭	663円30銭	146円30銭
		電力量料金			1kWh	2円63銭	2円86銭	23銭
	高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金			1kW	517円00銭	663円30銭	146円30銭
		電力量料金	昼間時間	1kWh	2円85銭	3円10銭	25銭	
			夜間時間	1kWh	2円32銭	2円62銭	30銭	
	高圧従量接続送電サービス				1kWh	11円10銭	13円74銭	2円64銭
	ピークシフト割引				1kW	308円00銭	397円10銭	89円10銭
特別高圧	特別高圧 標準 接続送電 サービス	基本料金			1kW	407円00銭	440円00銭	33円00銭
		電力量料金			1kWh	1円24銭	1円24銭	±0銭
	特別高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金			1kW	407円00銭	440円00銭	33円00銭
		電力量料金	昼間時間	1kWh	1円32銭	1円31銭	▲1銭	
			夜間時間	1kWh	1円15銭	1円17銭	2銭	
	特別高圧従量接続送電サービス				1kWh	7円92銭	8円44銭	52銭
	ピークシフト割引				1kW	242円00銭	264円00銭	22円00銭

(参考) 料金単価表 (低圧臨時)

17

■ 低圧 臨時接続送電サービス料金

※料金単価は、消費税等相当額を含む。

			単位	改定前単価 (①)	申請単価 (②)	差引 (②－①)
電灯 臨時定額 接続送電 サービス	50VAまで		1送電サービス 1日につき	2円95銭	3円07銭	12銭
	50VAをこえ100VAまで			5円90銭	6円13銭	23銭
	100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに			5円90銭	6円13銭	23銭
	500VAをこえ1kVAまで			58円99銭	61円28銭	2円29銭
	1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに			58円99銭	61円28銭	2円29銭
電灯臨時 接続送電 サービス	基本料金	最初の6kVAまで	1送電サービス	電灯標準接続 送電サービス (主開閉器契 約)の料金率を 10%割増しし たもの	電灯標準接続 送電サービス (主開閉器契 約)の料金率を 10%割増しし たもの	—
		6kVAをこえる1kVAにつき	1kVA			
	電力量料金		1kWh	8円87銭	8円88銭	1銭
動力臨時定額接続送電サービス			1kW 1日につき	74円89銭	82円59銭	7円70銭
動力臨時 接続送電 サービス	基本料金		1kW	動力標準接続 送電サービス (主開閉器契 約)の料金率を 20%割増しし たもの	動力標準接続 送電サービス (主開閉器契 約)の料金率を 20%割増しし たもの	—
	電力量料金		1kWh	6円15銭	6円15銭	±0銭

■ 高圧・特別高圧 臨時接続送電サービス料金

※料金単価は、消費税等相当額を含む。

		単位	改定前単価 (①)	申請単価 (②)	差引 (②－①)
高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	高圧標準接続 送電サービスの 料金率を 20%割増しし たもの	高圧標準接続 送電サービスの 料金率を 20%割増しし たもの	—
	電力量料金	1kWh	3円15銭	3円43銭	28銭
特別高圧 臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	特別高圧標準 接続送電サー ビスの料金率 を20%割増し したもの	特別高圧標準 接続送電サー ビスの料金率 を20%割増し したもの	—
	電力量料金	1kWh	1円48銭	1円50銭	2銭

■ 高圧・特別高圧 予備送電サービス料金

※料金単価は、消費税等相当額を含む。

		単位	改定前単価 (①)	申請単価 (②)	差引 (②－①)
高 圧	予備送電サービスA	1kW	75円90銭	96円80銭	20円90銭
	予備送電サービスB	1kW	148円50銭	185円90銭	37円40銭
特別高圧	予備送電サービスA	1kW	73円70銭	77円00銭	3円30銭
	予備送電サービスB	1kW	113円30銭	116円60銭	3円30銭

■ 近接性評価割引

※料金単価は、消費税等相当額を含む。

	単位	改定前単価 (①)	申請単価 (②)	差引 (②－①)
受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合	1kWh	72銭	72銭	±0銭
受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ 140,000V以下の場合	1kWh	42銭	42銭	±0銭
受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合	1kWh	21銭	21銭	±0銭